

あきる野市教育委員会 2 月定例会会議録

- 1 開催日 平成 25 年 2 月 21 日 (木)
- 2 開催時刻 午後 2 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 5 時 08 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 505 会議室
- 5 日程
- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 6 号 | あきる野市学校給食センター整備計画
(案) の諮問について |
| 日程第 2 | 議案第 7 号 | あきる野市立学校施設使用条例の一部
を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 8 号 | あきる野市学校給食センターの設置及
び管理運営に関する条例の一部を改
正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 9 号 | あきる野市学校給食センターの設置及
び管理運営に関する条例施行規則の
一部を改正する規則 |
| 日程第 5 | 議案第 10 号 | あきる野市学校給食センター運営協議
会規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 6 | 議案第 11 号 | あきる野市図書館運営規則の一部を改
正する規則 |
| 日程第 7 | 議案第 12 号 | 平成 24 年度あきる野市教育委員会所
管予算 (第 6 号補正) について |
| 日程第 8 | 議案第 13 号 | 平成 25 年度あきる野市教育委員会所
管予算について |
| 日程第 9 | 議案第 14 号 | あきる野市小中一貫教育推進基本計画
(案) について |
| 日程第 10 | 報告事項 (1) | 「体罰」にかかわる調査について |
| 日程第 11 | 報告事項 (2) | 平成 25 年度の学級編制について |
| 日程第 12 | 報告事項 (3) | 中央図書館増戸分室の業務委託につい
て |
| 日程第 13 | 報告事項 (4) | 第二次あきる野市子ども読書活動推進 |

計画（案）について

日程第14 教育委員報告

6 出席委員	委員長	古田土暢子
	委員長職務代理者	山城清邦
	委員	田野倉美保
	委員	丹治充
	教育長	宮林徹
7 欠席委員	なし	
8 事務局出席者	教育部長	鈴木恵子
	指導担当部長	新村紀昭
	生涯学習担当部長	山田雄三
	教育総務課長	佐藤幸広
	教育施設担当課長	丸山誠司
	学校給食課長	小林賢司
	指導担当課長	千葉貴樹
	生涯学習推進課長	関谷学
	公民館長	岡野要一
	スポーツ推進課長	木下義彦
	国体推進室長	橋本恵司
	図書館長	松島満
	秋川キララホール事務長	木崎克彦
	指導主事	梶井ひとみ
	指導主事	加藤治紀
9 事務局欠席者	秋川キララホール館長	平野泰弘

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（古田土暢子君）

こんにちは。ただいまからあきる野市教育委員会 2 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

事務局は、秋川キララホール館長が欠席しており、かわりに秋川キララホール事務長が出席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、会議録署名委員の指名については、山城委員と田野倉委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 6 号あきる野市学校給食センター整備計画（案）の諮問についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第 6 号あきる野市学校給食センター整備計画（案）の諮問についての議案を提出いたします。説明は教育部長より説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、議案第 6 号の提案理由でございますが、平成 25 年 1 月定例会におきましてご承認いただきましたあきる野市学校給食センター整備計画（案）について意見を求めるため、別紙のとおり、あきる野市学校給食センター運営協議会に諮問したいので、委員会の承認を求めるものでございます。

なお、学校給食センター運営協議会は 3 月 4 日に開催予定でございます。よろしくご承認のほどをお願いいたします。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などありますか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などがないようですので、質疑を終了いたします。

議案第 6 号あきる野市学校給食センター整備計画（案）の諮問については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第6号あきる野市学校給食センター整備計画（案）の諮問については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第7号あきる野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第7号あきる野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例についての議案を提出いたします。この説明も教育部長よりいたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、議案第7号の提案理由でございますが、廃校後の戸倉小学校の施設を継続して使用するため、あきる野市立学校施設使用条例の一部を下記のとおり改正する必要が生じたので、委員会の承認を求めるものでございます。

あきる野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例、あきる野市立学校施設使用条例の一部を次のように改正する。附則第3項中「廃校となった」の次に「戸倉小学校及び」を加えるものです。附則として、施行日は平成25年4月1日でございます。小宮小学校と同様に閉校後においても市民が校庭及び体育館を使用できるよう条例改正するものでございます。よろしくご承認のほどをお願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

手元に例規集がないものですから、参考までにお聞きしたいんですが、附則の第3項、全文を読んでいただけますか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

附則の第3項、当分の間第1条に規定する学校は、学校統廃合により廃校となった小宮小学校を含むものとする。ということで、ここに小宮小学校の前に「戸倉小学校及び」を追加するものです。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

細かいことなんですけれども、小学校の並び方の順番というのは、小宮小のほうが先に廃校していますけれども、戸倉が先に来るんですか。

教育部長（鈴木恵子君）

これまでの順番ということで、戸倉小、小宮小という順番にいたしました。

委員長職務代理者（山城清邦君）

市の条例か何かで、学校を並べるときの順番がそうだったということですか。

教育部長（鈴木恵子君）

これまでの順番がそういうふうになっていました。

委員長職務代理者（山城清邦君）

わかりました。

委員長（古田土暢子君）

ほかに。よろしいですか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

このことと関連してなんですが、戸倉小学校の廃校後の施設、校舎を今後どういった形で活用するのかという話はまだ出ていないのでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

戸倉小学校の今後の使用方法につきましては、今年度中につきましては、市の企画政策部のほうで検討を進めておりました。まだ方向性が明らかになりませんので、専門の大学の先生等入れまして、地域の方と来年度1年かけて検討を進めていくというふうに聞いております。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございます。よろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第7号あきる野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第7号あきる野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第8号あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第8号あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正

する条例についての議案を提出いたします。提案理由については、教育部長より説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、議案第8号、提案理由でございますが、平成25年3月31日をもって戸倉小学校が閉校することなどに伴い規定を整備する必要があるため、あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を下記のとおり改正する必要性が生じたので、委員会の承認を求めるとでございます。

改正内容につきまして説明をさせていただきます。まず第3条の職員につきましては、現行では、学校給食センターに従事する職員の定数、給与、任免、服務、その他身分の取り扱いに関しては、あきる野市の条例の定めるところとしておりますが、学校給食課の職員定数等につきましては、市の条例規則で定められているところでありますので、給食センターの職員にのみ改めて規定する必要がないため、他の規定と整合を図る上からも、事務職員その他必要な職員を置くとするものです。

次に、4条の改正についてであります。給食納付金につきまして、第1項におきましては、給食納付金は、学校給食法の規定する学校給食に要する経費といたしまして、第3項におきましては、給食納付金の納付義務者を学校教育法に規定する保護者といたしまして、根拠となる法令を明確に規定するものでございます。

第2号の給食納付金の定める方法、また第4号の給食納付金の還付の規定につきましては、現行と同様の規定でございます。

最後に、第5条第2項の学校給食センター運営協議会の委員の人数につきましては、小宮小学校、戸倉小学校の閉校に伴う学校数の減少に合わせて19人以内に改めるものでございます。

施行日につきましては、平成25年4月1日とするものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

説明は終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などないので、質疑を終了いたします。

議案第8号あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第8号あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正

する条例は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第9号あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第9号あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則についての議案を提出いたします。説明は教育部長よりいたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、議案第9号の提案理由でございますが、平成25年3月31日をもって戸倉小学校が閉校すること、また学校給食法第8条第1項の規定に基づく学校給食実施基準第1条に規定する学校給食実施対象者の規定を踏まえるとともに、実情に合わせた規定の整備を行うため、あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を次のとおり改正する必要がある生じたので、委員会の承認を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、現行の規定では、第3条において給食の停止及び加入の取り消しを定めておりますが、平成21年4月に学校給食実施基準が施行され、第1条において、学校給食は在学する全ての児童生徒に対して実施されるものとするものと規定されておりますので、基準を踏まえまして第3条を削除するものでございます。

また、第6条につきましては、職員の勤務、事業の実施状況の報告につきまして、改めてここで規定する必要がないため、削除するものでございます。

附則といたしまして、施行日は平成25年4月1日でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

はい、教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

失礼いたしました。別表中の戸倉小学校を削るという説明が漏れておりました。大変失礼いたしました。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

いかがでしょうか。よろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などないので、質疑を終了いたします。

議案第9号あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第9号あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 議案第10号あきる野市学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則を上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第10号あきる野市学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則についての議案を提出します。教育部長より説明をいたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、議案第10号の提案理由でございますが、あきる野市学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正に伴いまして、あきる野市学校給食センター運営協議会各選出委員の委嘱人数等、あきる野市学校給食センター運営協議会規則の一部を次のとおり改正する必要がある生じたので、委員会の承認を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、条例の改正に伴いまして、運営協議会の委員の数が21人から19人に改正されることから、各組織の人数を改めるものでございます。あわせて他の規則と整合を図る上で、「名」から「人」に文言を改めるものでございます。

附則といたしまして、施行日は平成25年4月1日でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第10号あきる野市学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第10号あきる野市学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6 議案第11号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則を上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第11号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則についての議案を提出いたします。説明は生涯学習担当部長よりいたします。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、提案理由でございます。図書館の振替休日における開館時間は、あきる野市図書館運営規則により平日と同様となっておりますが、利用実態等を勘案し、開館時間を午後6時までとして運用してきたところ、利用者の混乱等もなく、スムーズな運営が認められたことから、運用していた開館時間を規則において規定するものでございます。また、障害者基本法の改正に伴いまして、規定の整備を行います。以上のことから、あきる野市図書館運営規則の一部を改正する必要性が生じたので、委員会の承認を求めるものでございます。

それでは、内容について説明いたします。あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則、あきる野市図書館運営規則の一部を次のように改正いたします。第16条第1項第3号中「第2条」を「第2条第1号」に改める、これにつきましては、先ほどご説明いたしました障害者基本法の改正に伴いまして、もとの法律、障害者基本法の中で、2条で障害者の規定を設けていたものが、新たな改正によって第1号になりましたので、こちらも改めるというものでございます。

続きまして、別表第1、あきる野市中央図書館の項中「祝日」を「休日」に改め、同表あきる野市東部図書館エルの項及びあきる野市五日市図書館の項中「又は12月28日」を「、12月28日又は休日」に改め、同表備考を次のように改める。備考、休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいい、祝日とは、同法第2条に規定する国民の祝日をいう。これについては、ちょっとわかりづらいんですけども、国民の祝日に関する法律の第3条の第3項では、その前日及び翌日が国民の祝日である日は休日とするということがあります。また、済みません、さかのぼりますが、2項では、国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を休日とするというような規定がございまして、ここでいっている意味は、祝日が日曜日に当たったときには月曜日に、例えばなるというようなときを休日と言っております。

ところが、運営規則の別表に、その開館時間が載っておりまして、通常土曜日、日曜日、祝日について、中央図書館については午後6時まで開館時間を設けておりまして、平日は8時というような別表で規定になっておりますが、私が今申し上げたとおり、振りかえとして祝日が日曜日に当たった振りかえ月曜日については休日となっているため、カレンダーでは祝日、休みの日ということなんですけれども、規定上では午後8時までという規定になっております。先ほど提案理由で運用上祝日扱いで6時まで運用してきたところでありまして、特に支障もございませんので、規定を実態に合わせて改正するという意味でございます。ちょっとわかりづらいんですが、そういう意味で、一言で申し上げますと、祝

日という文言を休日に改めることによって、そういう振替休日と祝日の区別がなくなって、全てそれらは休みの日、休日という表現をすることによって規定と実態が一緒になるという意味の改定でございます。

ちょっとくどく、長くなりましたが、最後に附則、この規則は公布の日から施行する。以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

今の説明ですと、実態として現在振替休日を午後6時までの開館時間として特に混乱はないというお話ですけれども、その午後6時までの開館にしたのは、図書館ができたときからもうその形でやっていたんですか。

委員長（古田土暢子君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

中央図書館が平成19年に開館しまして、19年、20年につきましては、振替休日、夜間の開館をしておりました。

委員（田野倉美保君）

午後8時までやっていた。

図書館長（松島 満君）

はい。21年に、先ほど説明がありました祝日に関する法律が、この関係で月曜以外の平日にも振替休日が出てくるということで、状況がちょっと変わりましたので、その段階で調査をしました。過去の利用を見てみますと、5割に満たないような状況がございましたので、その実態を勘案して21年の段階から振りかえをさせていただいたということでございます。

委員（田野倉美保君）

ありがとうございました。

委員長（古田土暢子君）

ほかによろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などないので、質疑を終了いたします。

議案第11号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第11号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認さ

れました。

続きまして、日程第7 議案第12号平成24年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第12号平成24年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）についての議案を提出いたします。教育部長、生涯学習担当部長からそれぞれ説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、議案第12号の提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、平成24年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）について委員会の意見を求めるものでございます。学校教育関係は私から、生涯学習関係につきましては山田部長から説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。款の10教育費、02小学校費、01学校管理費、補正予算額267万円の増額につきましては、燃料費63万9,000円は、各学校におきまして運転時間の調整など可能な範囲で節約してきたところでございますが、今期は天候により暖房運転の時間が増加したため、使用量が増加し、不足が見込まれるため補正するものでございます。

次に、光熱水費203万1,000円につきましては、電気料金の単価について、平成24年7月に再生エネルギー賦課金を追加する改正や、燃料費コストの上昇によりまして、燃料調整費の額が上がったことによる影響と、契約電力が予算計上のときの想定より増加したことによりまして、電気料については146万3,000円不足が生じたものでございます。また、水道料金につきましては、プール実施日の追加に伴う水道使用量の増加、校庭の砂じんの防止対策として散水による使用量の増加、一の谷小学校下水道接続工事完了に伴う下水道料金の追加によりまして56万8,000円の不足がございました。電気料金と水道料金を合わせて補正するものでございます。

次に、02教育振興費、補正予算額は172万4,000円の増額でございます。備品購入費の30万につきましては、八王子市に在住する大正琴の扇靖流の家元、岩佐扇靖氏から多西小学校の鼓笛活動のために30万円の指定寄附がございましたので、その購入費として増額したものでございます。また、就学援助費につきましては、就学援助の認定者数の増に伴いまして142万4,000円を増額するものでございます。

次に、03中学校費、01学校管理費226万5,000円の増額につきましては、内訳になりますけれども、先ほど電気料と水道料の増額、小学校費で説明をいたしました分と同様の理由で、電気料が145万9,000円、上下水道が80万6,000円不足が生じるため補正するものでございます。

次に、02教育振興費24万9,000円の就学援助でございますが、こちらも小学校同様当初見込んでいた人数以上に認定者があったためでございます。

社会教育費を飛びまして、06の学校給食費、02給食事業費292万7,000円の増額につきましては、秋川学校給食センター分が242万円、五日市学校給食センター分が50万7,000円でございますが、いずれも重油の単価の値上がりと、ボイラーが老朽化しておりまして、消費量が増加したため不足が生じたものでございます。

以上が学校教育関係の補正予算ということでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

では、恐れ入ります。04社会教育費をちょっと見ていただきたいと思います。05図書館費86万円、図書館、中央図書館維持管理経費でございます。説明といたしましては、25年度については夏暑く、冬は寒いということもあって、冷暖房の運転の時間増による燃料使用量が増加したことに伴いまして86万円を補正するものでございます。一番右を見ていただきまして、補正をしたことによって補正後の額が1,104万7,000円になります。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明は終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

学校教育振興費のほうで、特に小学校は就学援助費が142万4,000円増えてますね。これ認定者数の増加ということですが、どのくらいふえているんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

就学援助費につきましては、学用品費として1年生、それから2年生から6年生まで、それから新入学児童の学用品費、修学旅行費、学校給食費と、それぞれの項目がございます。その中で、一番見込みと異なりましてのが学用品費の2年生から6年生までで、こちらは52人増加をしております。それから、1年生につきましては7人の増、それから新入学の児童の学用品費については9人の増、修学旅行費については11人の増、給食費については6人の増ということでございます。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

02の01の燃料費の増加というのは、使用量の増加というふうになってはいますが、要するに時間が長く運転したから使った燃料がふえたのでそうになりましたということでしょう。

うけれども、06の02の給食事業費のほうですと、使用量の増加と燃料費単価の増加と両方入っているんですが、これは学校の場合には、例えば単価契約をしていて、1年間は単価動かさないけれども、給食センターのほうは単価契約はしてないということに、この説明ですと読めてしまうんですが、そういうことなんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

重油につきましては、年度当初に単価契約をしておりますが、その時々状況に応じて単価契約の単価が月々変更になってまいります。かなり変動が重油については多いもので当初の見込みよりも、単価が増加したということでございます。小学校費についても同じですが、それはこの予算内に賄えたということになります。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ということは……

教育部長（鈴木恵子君）

済みません。01の燃料費の63万9,000円についても同様でございます。異なった記載をしておりますけれども、理由は単価の増加によるものでございます。

委員長（古田土暢子君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

学校管理費の01教育総務費のところですが、小学校も中学校もプール実施日が増加しているということは、実際にプールが行われた日が予定よりも多かったんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

プールの実施時間というのは、年間何時間と決まっておりますけれども、夏場大変暑かったことによりまして実施時間がふえたのと、それに伴いまして、低学年、高学年に合わせまして水の量を上下させますので、その分が増加をしたということでございます。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

給食センターが老朽化しているということで、ボイラーが大体2割ぐらい燃料費が当初よりふえちゃったということですが、ボイラー大丈夫なんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

学校給食課長。

学校給食課長（木下 義彦君）

今センターにボイラーが3つありまして、秋川第一が2003年、五日市も同じ2003年に入れかえているんですが、第2センターは1992年ですから、20年たってますので、その部分が車と同じで燃費が悪いということなんです、買いかえた場合には約2,700万ぐらいかかるそうです。ということで毎年修繕を重ねてもたせているような状態

です。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

ほかによろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などないので、質疑を終了いたします。

議案第12号平成24年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第12号平成24年度あきる野市教育委員会所管予算（第6号補正）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第8 議案第13号平成25年度あきる野市教育委員会所管予算についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第13号平成25年度あきる野市教育委員会所管予算についての議案を提出いたします。説明は教育部長と生涯学習担当部長よりいたします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

それでは、議案第13号の提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成25年度あきる野市教育委員会所管予算について、委員会の意見を求めるものでございます。

初めに、平成25年度の予算編成方針につきましては、昨年の11月に市長から基本方針が示されました。また、財源につきましては、聖域を設けない、徹底した事業の見直しにより歳出削減を捻出し、実効性の高い予算となるよう取り組むものということで示されております。予算編成の方法につきましては、建設工事等の経常経費以外について選定事業として盛り込み、また連年どおりの組織別の枠配分方式に加えまして、大幅な財源不足が見込まれますことから、例年とは異なりまして、予算要求後に財政課において査定が実施され、内示があったものでございます。

それでは、資料に沿いまして説明をさせていただきます。初めに、ちょっと申しわけございません。訂正をさせていただきます。25年度のあきる野市教育委員会所管予算見積内示額の集計結果という資料の4ページになります。中段にあります、15の都支出金のところの05の保健体育総務費、この保健が「険」の字が健康の「健」に修正をお願いいたします。

議案に添付させていただいた資料でございますけれども、資料の1が25年度の教育予算の概要、それから資料2が事業別の予算、それから資料4ページ、4枚おめくりいただきますと、資料3が平成25年度の委員会の所管予算のうちの主な新規事業となっております。また、その次のページからが、先ほど修正をいただきました見積内示額の集計結果という資料になってございます。説明につきましては、資料の1から3で説明をさせていただきます。

それでは、まず資料の1をごらんいただきたいと思います。平成25年度の教育予算の概要でございますが、25年度の一般会計の予算の構成が示されております上段の表でございます。市の一般会計予算は、総額が299億1,500万円で、一番下の表、推移がございましたけれども、一般会計の行を見ていただきますと、304億250万円ということで、比較をいたしますと4億8,700万5,000円の減で、率にしますと1.6%の減となっております。そのうち教育費につきましては、2番目の表を見ていただきますと、25年度の当初予算が37億7,412万1,000円で、24年度と比較しますと、4億3,699万8,000円の増額となっております、増減率は13.1%の増となっております。

このように、今年度の教育予算は全体としては増額となっております。詳細につきましては、資料3で説明をさせていただきます。資料2はちょっと置いていただきまして、資料3をごらんいただきたいと思います。

5枚ほどおめくりいただくことになるとと思います。平成25年度教育委員会所管予算、主な新規事業の課別でございます。初めに、小規模学校対策事業経費、遠距離通学者補助金でございます。こちらは、五日市小学校への統合に伴いまして、戸倉地区から通学する児童26名分の1年間分の通学定期代でございます。101万4,000円。それから、次に、学校防災備蓄整備事業経費でございます。消耗品の災害用の備蓄物資、こちら毛布について、それからその下が食料と飲料水について、こちらも新規事業でございます。平成25年4月1日から東京都の帰宅困難者対策条例が施行されることに伴いまして予算化したものでございます。この条例の第9条に、学校の設置者は大規模災害の発生時に、児童生徒が当該施設内で待機や安全確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されております。そのためにアルファ米、水、毛布を購入するものでございます。算出の根拠ですけれども、学校に3割の児童生徒が残り、一日そこに在籍するということを想定しまして、それを5年間でそろえるというものでございます。

次に、小学校維持管理の一括経費、施設管理の経費でございます。特殊建築物定期調査報告業務委託料2,500万でございます。こちらは建築基準法に基づきまして、3年に1回法定点検が義務づけられております。特に今回につきましては、平成20年の法改正によりまして、全ての外壁の打診が必要なため、戸倉小学校分を含めまして11校分を計上したものでございます。

次に、小学校整備事業経費、エアコン設置工事の設計委託料及び監理委託料及び設置工事でございます。委託料が2,264万4,000円、監理委託料が1,266万円、設置工事費が3億2,310万8,000円でございます。こちらは既に整備されています一の谷小学校と、閉校となりました戸倉小学校を除く9校分の整備費でございます。普通

教室と特別教室153教室に設置をいたします。財源の内訳といたしましては、東京都の補助が18%、国の補助が22.5%、残りを地方債と公共施設整備基金で実施をいたします。冷房方式につきましては、LPガスを予定しております。

それから、次に中学校維持管理一括経費、特殊建築物定期調査報告業務委託料1,700万、こちらにつきましても、先ほど申しあげました建築基準法に基づく調査で、6校分でございます。

次に、中学校整備事業経費、エアコン設置工事監理委託料1,046万3,000円、エアコン設置工事2億9,225万4,000円、中学校につきましては設計が24年度で終了しておりますので、その監理委託料と工事費でございます。教室数は83教室でございます。その下の御堂中学校視聴覚室等改修工事、御堂中学校は、中学校1年生が35人以下学級となることに伴いまして、教室不足が生じるため、少人数教室として視聴覚室を改修するものでございます。

次に、トイレ大便器洋式化工事、小中学校のトイレにつきましては、各階男女1カ所を除きまして洋式化する計画でございます。今年度につきましては20カ所を予定しております。

その次の増戸中学校体育館屋内消火栓設置工事436万円につきましては、消防法上の現在既存計画となっておりますので、その消火栓を設置するものでございます。

次に、教育指導一般経費、児童・生徒心理テスト調査委託料でございます。児童生徒の学校生活の満足度、意欲度を調査し、学級集団の現状と今後の取り組みを明らかにするために実施するものでございまして、小学校が4年生と6年生の1,600人、中学校が1年生の800人で予算計上しております。金額は110万4,000円です。

次に、教職員研修関係経費、教職員研修センター指導員報酬124万7,000円。こちらは、若手教員の指導力を育成するため、これまで教職員研修センターの指導員に退職管理職を充ててきましたが、東京都の方針により配置が困難な状況となったため、市が直接委嘱する経費を計上したものでございます。

次に、教職員福利厚生経費、相談医報酬24万円、こちらは労働安全衛生法に基づく教職員の健康管理のため、相談員を委嘱するものでございます。あわせて教育委員会や各学校の管理職が、指導上心理的な配慮を要する場合の相談が行える窓口としても活用をする予定であります。

次に、学校給食課、給食センター管理業務経費、秋川及び五日市でございます。こちらは、給食センターは施設とともに機械設備等について経年劣化が進んでおりまして、焼物機につきましては、故障した場合の修理も不可能となっていることから、リースで対応するものでございます。今後整備が給食センターにつきましては予定されておりますので、購入ではなく、今年度はリースで対応いたします。焼物機につきましては、第1センターが2台、第2センターが1台、五日市の高圧食器食缶洗浄機借り上げにつきましては、洗浄機11台でございます。こちらのほうが学校教育関係の新規事業でございます。

済みません。まだ続きます。資料2のほうで、引き続きまして、減額の関係について説明をさせていただきます。初めに、歳出の10教育費、02の事務局費になります。小規模学校対策事業経費、下から2行目になりますけれども、2,484万3,000円の減

額でございます。こちらのほうは、戸倉小学校の閉校記念事業補助金等、今年度計上しておりましたものがなくなり、スクールバスの委託料、施設の改修工事費を減額したため、事業経費が減額となります。

それから、2ページをお開きください。03の教育指導費、教育指導の一般経費、こちらのほうが880万7,000円の減額になっておりますが、こちらの主なものは、小中学校教科書指導書の購入費、こちらのほうが減額になりましたので、大きな減額が発生しております。

それから、02の小学校費、01の学校管理費の小学校維持管理経費、こちらのほうが総額で1,241万8,000円の減額となっております。これの主なものは、戸倉小学校の閉校に伴うもので、非常勤の職員である市事務の賃金、修繕料、用務員の減額、備品購入費の減額が主なものでございます。

次に、済みません。引き続きまして、小学校管理用コンピュータ経費、01の学校管理費の中になります。こちらの増額になります。123万8,000円、これは増額でございますけれども、パソコンの借り上げ、職員室用で新規で47台購入をいたします。その下の02の教育振興費、小学校教育振興経費、こちらの増額でございますけれども、こちらは主に就学援助費の増が見込まれますので、それが主な増額の要因でございます。

それから、小学校コンピュータ教育経費、これは263万1,000円の減額でございますけれども、再リースによりましてリース金額が減ったものでございます。

続いて、3ページになります。小学校国際理解教育経費、こちらのほうが120万3,000円の減額でございますけれども、こちらは講師の派遣委託料、それから日数の減となっておりますが、委託料の単価につきましては、実際の契約の実態に合わせて減額するもので、現在と並行するものではございません。日数につきましては、戸倉小学校が閉校となったことによる減額でございます。

それから、03の学校保健体育費、小学校学校保健体育経費305万円の減額でございます。こちらの主なものは、戸倉小学校閉校に伴いまして、学校医、学校薬剤師等の報酬が減ったものが主なものでございます。

学校給食関連になりますので、7ページをお開きいただきたいと思います。06の学校給食費、01の給食総務費、給食庶務一般経費584万5,000円の減額でございます。こちらのほうは、今年度給食センターの整備事業を委託していた630万を減額するものが主な要因でございます。

それから、給食センター運営一般経費（五日市）164万9,000円の減額でございますが、こちらのほうは24年度で自動車を購入いたしましたので、減額となったものでございます。

それから、一番下の欄になります。02の給食事業費、学校給食事業経費の五日市、減額が271万円でございます。こちらのほうは五日市小中、増戸小中の児童生徒数の減少によりまして、賄い材料費が減額となったものでございます。

以上、学校教育関係です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

では、私が教育部長とあわせてご説明します。資料3の2ページをちょっとお開きください。では、説明します。生涯学習推進課、生涯学習計画推進状況調査事業経費でございますが、これにつきましては、今現在生涯学習推進計画あきる野学びプラン2という計画が今計画期間中でございますが、来年度、25年度をもって満了するため、26年度に新たな計画をつくらなきゃいけないと、そのための市民アンケート調査を実施するための費用ということでございます。63万9,000円でございます。

続きまして、大島子ども体験塾事業経費、これにつきましては、この体験塾は多摩・島しょ広域連合活動助成金制度、宝くじの財源を市長会が一手に引き受けている制度の一つなんです。多摩・島しょ広域連携活動助成金制度というのは、それを活用しまして、今実施しております。24年度、今年度までは事業費全額助成をされていましたが、25年度から制度が変わりまして、補助率が10分の10から10分の8に落とされます。このため10分の2の分を参加者の負担金と市の補助金で補填をするということになりまして、その市が補填する分が19万5,000円、ちなみにこの事業は羽村市と共同で毎年2市でやっております。

続きまして、スポーツ推進課でございます。社会体育振興経費、まずスポレク、スポレクというのはスポーツ・レクリエーション大会のことですが、バスの借上料24万円です。この件につきましては、スポレクが、参加団体が、全町内会81ありますけれども、年々ちょっと参加数が落ちて、24年度では51団体まで減ってきたというようなことがあります。これを何とか参加をふやそうということで、大きな要因のひとつとして高齢化が指摘されております。市内の西部地区、主に五日市の奥のほうでございますが、この町内会・自治会から、高齢化により、そのスポレクの会場へ行く交通手段がなかなかないんだよという声もありましたので、送迎のバスサービスを行うということでございます。その経費が24万円というものでございます。

続きまして、秋川流域子ども体験塾負担金、これ駅伝大会、今年度も12月の半ばに日の出、檜原、あきる野と、いわゆる秋川流域3市町村でやっていて2年目になります。これの事業も先ほどの大島子ども体験塾と同じように、多摩・島しょで広域連携活動助成金でやっております。ですから、要は同じです。10分の10が10分の8になるために、10分の2の分を3市町で負担金として補填をしていきたいと思いますというようなことです。そのために57万3,000円を負担金として新たに組むということでございます。

続きまして、多摩・島しょスポーツ振興事業経費、これにつきましては、小学生水泳教室実行委員会補助金と小学生テニス教室の2つ、事業を1年間に2つやると、多摩・島しょスポーツ振興事業経費で2つの事業を行うというものです。水泳のほうは72万円、テニスのほうは120万円。内容については、これらは多摩・島しょスポーツ振興事業、これ同じです。市長会が、宝くじのお金を市長会が受けて、それを多摩・島しょスポーツ振興事業という補助制度をつくっております。それを活用するという事業です。こちらが10分の10いただけるという制度になっております。水泳もテニスもそれぞれ著名な指導者をお招きしまして教室をそれぞれやると。さらに、保護者や一般の方も入れて講演会をするというもので2本立ての計画事業内容でございます。参加は100名程度を見込んで

おります。

ちなみに、ご説明しておきますと、先ほど説明した大島体験塾等については、こういう制度については、3年が1つのスパンなんですね。もう既に3年が経過したために、4年目は今まで本来制度そのものをなくして、新たな制度、スクラップ・アンド・ビルドの考え方でやっていたんですが、制度の内容もなかなかいいなということで、補助率を下げた全部残しておこうということで4年目から10分の8になった。市町村としては非常に助かっているところでございます。

続きまして、秋川体育館運営管理経費の秋川体育館・公民館の指定管理委託料でございます。これは以前からご説明申し上げているとおり、秋川体育館と公民館を本年4月1日から、25年度当初から指定管理にするとということで、その指定管理料が新たに出た、初年度は4,420万円であるということです。

次に、国体推進室でございます。こちらについては、ソフトボールの競技会場を25年度で整備すると、ことしが9月29日から3日間ソフトボール競技が行われますが、会場が2会場になります。市民球場と、もう一つ市民運動広場、公民館の裏手にある広場でございますが、この広場を25年度スポレクが終わりましてからすぐに整備工事を始めまして、8月中、3カ月ちょっとかけて整備を行うという工期でございます。内容については、球場の整備とバックネットの設置工事、あと防球ネット設置工事等でございます。

続きまして、図書館でございます。中央図書館増戸分室運営管理経費でございます。これは後ほど報告事項で挙げさせていただいておりますが、増戸分室につきましては、この4月1日から業務委託を行うということでございます。それに係る経費でございます。こちらは後ほど詳しくご説明させていただきます。

続きまして、五日市図書館整備事業経費でございます。こちらにつきましては、五日市図書館については昭和53年の建築でございまして、およそ35年が経過をしております。したがって、建物本体附属設備等老朽化が著しいため、大規模な改修と附属設備外回りの改修、それに伴ってバリアフリー化などを行う整備でございます。工期でございますが、この6月に契約、25年6月に契約して、7月から12月までの6カ月間工期、そして来年に入りまして1月中旬に開館できるように準備に1カ月間設けまして、来年の2月から開館を予定しております。

なお、工事期間中の五日市の職員については、中央図書館におきまして、五日市図書館開館に向けていろいろな準備作業を行うということになっております。

続きまして、秋川キララホールでございます。まず1点目が修繕料でございます。これにつきましては、キララホールにつきましても4月1日から指定管理になりますが、かねてよりいろいろな修繕をしなければいけないというような積み残しのものがございました。指定管理と修繕料のルールがありまして、60万未満につきましても指定管理料に入れて、指定管理者が修繕を行うということになっておりますが、大規模な、それを超える大規模な修繕については市が直接行うということでございまして、ここに計上してある修繕料については、その大規模なものに該当するものということで掲載をしております。

続きまして、指定管理委託料でございます。これは従来から説明しているように、25年度につきましてもは2,673万1,000円ということになっております。

続きまして、外壁タイル診断委託料でございます。これにつきましては、先ほども教育部長からも話がちょっと出てましたけど、キララホール特殊建築物と定期調査報告の一環で調査が義務づけられております。この外壁改修等から10年を経過してから、調査を、最初の調査の際に全面打診等により調査を行うこととされております。秋川キララホールについては、平成13年より14年度に外壁改修工事を既に行っておりまして、それから10年という来年度、つまり25年度に調査を実施すると。済みません、説明がくどくなりましたけど、そういうための調査でございます。

そして、最後になります。前年度施設使用料等負担金77万6,000円につきましては、これはキララホールが使う日の1年前から予約ができる関係で、この4月1日から指定管理者が管理することになっておりますので、その会場使用料については指定管理者の収入とするという取り決めになっております。1年前、つまり24年度中に市が受け付けてお金もいただいた分をまとめて翌年度に指定管理者にお渡しをするということで計上させていただいている経費でございます。

以上が25年度の新規事業ということでございます。それでは、ちょっと戻っていただきまして、前の資料の横書きの表物で、4ページを見ていただきたいと思います。社会教育費でございます。04社会教育費、青少年音楽の祭典の経費という、これが25年度ゼロということで66万5,000円の減になっております。これについては、先日2月10日に行われた祭典でございますが、一般会計からはどうしてもやりくりがつかないということで、事業を来年度は行わないというような形で考えておりましたが、指定管理者が積極的にやる、やっていただけるといふようなこともあり、これから各関係者と調整を行いながら対応していきたいというふうに考えています。ここでは、一般会計の予算の中では66万5,000円が減ということでございます。

そして、4ページの下の方に文化財保護費という、これは一番下、五日市郷土館古文書整備事業とか写真等資料整備事業経費、これら2つについては緊急雇用創出事業で対応して24年度はありましたけども、今年度はその制度がないということでゼロということになっております。5ページの一番上もそうです。五日市郷土館民具資料等整備事業経費も同様でございます。

そして、5ページの04公民館費の上から2番目、公民館運営管理経費については、1,983万8,000円が減になっておりますが、これは指定管理業者にお任せするために、一般会計ではこれだけの減になっております。

次に、05図書館費の上から5つ目、図書館、中央図書館運営管理経費406万8,000円の減については、これは図書費、書籍の減になります。雑誌と図書ということで、この理由は、雑誌の購入と図書の購入が減になっているということでございます。

下のほう、図書館資料電子管理事業経費、これも緊急雇用創出事業で、新年度についてはこういう制度がならなかったと、該当がなかったということで減になっております。そして、その下は、先ほど新規事業で説明しました。

一番下、郷土館費の郷土館の耐震補強工事は、もう24年度で終了しておりますので、減になっております。

次のページ。大きいものを先に説明します。下のほうです。02体育施設費の運動場等

維持管理経費の増減額がマイナス257万4,000円の減。これについては、主に電気料が200万円弱減になっております。これについては、電気の業者、特定規模電気事業者という実際には丸紅さんなんですけど、こういう業者から電気を導入するというので、いわゆる電気料金が安くなるということでございます。

次に、その下です。五日市ファインプラザ運営管理経費、194万5,000円増額、これについては、ファインプラザ北側の駐車場を工事請負で整備するものが、工事請負費がちょっと多く出ているというための増でございます。

あと下のほうの緊急雇用は、同じようなことでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

説明は終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

まず、以前にご説明いただいていたのかもしれませんが、戸倉小学校は24年度に閉校するのに、25年度当初予算のところで、減額が行われているのは、これはなぜ24年度の補正で減額しないのか、ちょっとその辺がお役所の予算立ての仕組みがよくわからないので教えていただければと思います。

それから、エアコンの工事なんですけど、これとてもいい事業だとは思いますが、中学校の工事費が教室数、それから学校数も少ないにもかかわらず、工事監理費だとか、それから事務費自体が、割り返してみると、かなり高目の数字が出てくるんですが、これはなぜなんだろうということと、それから、もう一つ緊急雇用対策事業というのは、これ国の事業ですよ。24年度で終わったんですか。それに伴って財源がなくなって事業が終わったのかなというところ、ちょっとわからなかったので、教えていただければと思います。

とりあえず以上です。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

先に緊急雇用の件からお答えします。今財政課から聞いているのは、国が出して東京都が実施するという事業については、24年で一区切りというふうに聞いております。また、今後動きがあるのかもしれませんが。政権が変わりましたので、今のところそういうふうに聞いております。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

戸倉小学校の予算の関係になりますが、先ほどもご説明したとおり、今後の使用方法がまだ決定をしておりませんので、それまでの間に維持管理に係るものについては、まだ教育予算に計上しております。施設管理に係るものということで。ソフト面については減額

しております。

委員長職務代理者（山城清邦君）

維持管理に関するものだけなんですか。

教育部長（鈴木恵子君）

はい。

委員長（古田土暢子君）

教育施設担当課長。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

次は、エアコンの工事でございますが、ご指摘がありました点につきましては、部屋数が83から93と思われまます。訂正させていただきたいと思ひます。

それと、あと配管の長さも関係してございまして、こういうことが主な原因でございます。

以上です。

委員長職務代理者（山城清邦君）

よろしいですか。

委員長（古田土暢子君）

はい。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ということは、設計見積もりする際の平米単価、1メートル当たりの単価だとか、それからエアコンの機械の数だとか、そういったものは基本的には変わらないということですね。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

そうですね、はい。

委員長職務代理者（山城清邦君）

それにしては、総額が余り反映してこないのかなというのがちょっと、ぱっと数字見ただけでは……

委員長（古田土暢子君）

ほかにいかがでしょうか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

教職員指導費ですが、歳出の2ページで、教職員研修関係経費、研修センターの指導員報酬は、来年度は何名でしょうか、この報酬については何名分を想定されているのでしょうか。

指導担当部長（新村紀昭君）

来年度は、退職校長の非常勤のほうが都の予算で2人、この予算については1人分ということで市のほうに計上いたします。

以上です。

委員（丹治 充君）

そういった中で、かなり教職員の指導という点では研修センターは重要であろうかと思

いますが、新採教員がかなりこのところ多く入ってますよね。そうした中で、3名の指導員で十分にやれるんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

来年度については、本市で退職される校長先生がいらっしゃるんですが、一身上の都合でどうしてもその後の仕事を引き受けていただけないということで、2名体制になってしまうような状況がありまして、今ご指摘のとおり、初任者がふえている中で、何とか市の中で予算化できないかというようなことで、1名分ということで何とかいただいています。都のほうでは、やはり学校の校務改善とか、副校長の職務の軽減ということを第一に考えて、退職した管理職についても学校を一応原則にatinaさいと、これはもう以前からのそういった通達があるわけですけれども、何とか来年度については、こちらのほうから要望書を出して、そうした形でセンター配置にさせていただいたという経緯もございまして、苦しい中で1名ということで、来年度は指導主事もいますので、あるいは私も含めて学校に対して指導してまいりたいと思います。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

はい。

委員（丹治 充君）

もう一点確認したいのですが、先ほど山田部長のほうから社会教育費の青少年音楽の祭典は、今年度ゼロ査定ということなんですが、何か復活の希望が湧いてくるようなお話ですが、これは実施する方向で考えていくというふうに伺ってよろしいのでしょうか。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

実施する方向で市としては考えております。25の団体の方が今年も参加していただきまして、その方々にまずはご説明をしなければいけないというようなことですので、まだその辺行ってませんので、まずは内部を固めてというふうに考えております。いずれにしても入り口の部分、先ほどございましたようにやりたいということです。

委員長（古田土暢子君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

平成25年の歳出のほうなんですが、教育費の教育委員会だよりの発行経費が、増減率26.83%減というのは、教育委員会だよりの発行する回数を減らすとか、ページ数を減らすという形なんですか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

発行する回数はこれまでどおり3回でございます。全体の予算の厳しさから、ページ数を減らす変更がありました。

委員（田野倉美保君）

その同じ教育費のところの02の学校臨時職員等管理経費は、増減101.18%と、
すごくふえているんですけども、これは何かわけが、理由があるんですか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

これについては、教員補助員、いわゆる市の非常勤職員として雇って、授業のサポート
についていただく方を若干ふやしたというところで……

委員（田野倉美保君）

若干ではなくて、倍ぐらいにふやしたということですね。

指導担当部長（新村紀昭君）

そうですね。

委員（田野倉美保君）

資料2の1ページの下から3つ目の欄なんですけど……

委員長（古田土暢子君）

臨時職員等管理経費ですね。

委員（田野倉美保君）

資料2の1ページの下から3つ目の欄で、学校臨時職員等管理経費というのが25年度
は24年度の倍ぐらいになっているので、なぜなのかなと思って、質問させていただきました。

委員長職務代理者（山城清邦君）

先ほどのエアコンの工事費のことなんですけれども、中学校は設計が終わっていて監理
委託だけですから、ちょっとよく全体がわからないんですが、小学校のほうは設計と監理
と設置工事が全部入ってますので、そうするとエアコンの工事費が3億2,310万8,
000円に対して、設計監理両方で3,400万ということは、工事費の10%以上がこ
の設計監理料にかかるということなんですけど、これは何か市の規定で、この積み上げた
設計監理工事費の何%を設計料、何%を監理料とすることが決まっているんでしょうか。
世の中の一般の民間の事業から比べると、随分設計料と管理料がいい値段だなという感じ
が正直にします。

それから、もう一点、また別のところなんですけども、予算の積算のほうの17ペー
ジの、これは去年もお聞きしているんですけども、特別支援教育推進事業費の0190非常
勤嘱託員報酬、巡回相談員報酬のことです。これは総額が載っているんですけども、これ
何人が何回で、例えば1日単価なのか、時間単価なのか、詳細を教えてくださいがあればあり
がたく思います。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

それでは、教育施設担当課長のほうからお願いします。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

本件につきましては、設計委託を単年でやるということで計画を立てて、その中でパー
セントは一応出てはいますが、一部の学校で、天井の部分の配管を工事することが多いと

ということで、そういう図面をかいたり、設計をしたということで単価が高めになっております。

以上です。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ということは、別に何%と決まってない。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

一応設計、今やっているんですけど、6とか8%とかその辺は大体決まっているのですが、場所によっていろいろ劣化するものがございますので、一概にそういうものでもございません。

委員長職務代理者（山城清邦君）

戻るんですけど、中学校が93教室、小学校が153教室、となりますと中学校と小学校の比率が、4対6になるのかなという感じがしたんですけど、でも何か60%から70%に比べると、随分中学校のほうが割高になるのかなと。ほかにもエアコンの工事と絡めて、例えば修繕工事だとか、そういったものも中に入っているのかなという気がします。

委員長（古田土暢子君）

はい。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

ご回答したいと思うんですけども、東中学校が真っすぐな建物じゃないものですから、配管を一度廊下の天井を通したり、配管がはりに当たったりとか、いろいろそういったことがわかってきましたので、当初の見立てより、修繕で直さなければいけないので若干配管の金額に反映してきたかなと思います。

委員長職務代理者（山城清邦君）

わかりました。

委員長（古田土暢子君）

あと1つは教育部長でいいですか。

委員長職務代理者（山城清邦君）

巡回指導員の方の報酬の件なんですけど。後でも結構です。

これ非常にお世話になっているものですから、ちょっといい人に来ていただきたいんです。

委員長（古田土暢子君）

では、これから休憩に入ります。開始は50分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後3時35分

再開 午後3時50分

委員長（古田土暢子君）

それでは、再開いたします。

教育部長から。

教育部長（鈴木恵子君）

先ほどエアコン工事の教室数について申し上げましたが、数字が誤っておりましたので、

再度訂正させていただきます。小学校の教室整備数が174教室、中学校につきましては134教室となります。先ほど申し上げましたのは普通教室の数でございます、特別教室が漏れておりました。失礼しました。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

山城委員、よろしいですか。

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

先ほどご質問がありました歳出の1ページ目の教育費、教育総務費の事務局費、学校臨時職員等管理経費につきましてでございます。これにつきましては、非常勤、臨時職員の賃金と、それから社会保険料等も含むんですが、養護教諭等が病休等になった場合の代替の臨時的任用職員の賃金ということで、普通の教員の場合には、期限つき採用等おありまして、それを入れていくとか、非常勤講師で賄っていくことができるんですが、養護教諭の場合には、そういった臨時的にはできる方がいませんので、保健師さんを臨時的に雇って学校に配置するといったようなことで、養護教諭のかわりをしてもらうということなので、そういったようなための賃金の増でございます。一応6カ月分程度ですね、来年度についてはとってある。ふえた理由なんです、最近教諭も含めてそういった精神的な疾患も含めて病休に入られる方がふえておありまして、来年度から予算をとったということでございます。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

教育総務課長。

教育総務課長（佐藤幸広君）

先ほどご質問のございました特別支援教育推進事業経費の関係でお答えさせていただきます。巡回相談員の人数、それからその回数ということで、ここで改めてご説明させていただきます。

資料3の歳出の17ページに非常勤嘱託員報酬という項目がございます。この中の672万4,000円の分につきましては、巡回相談現在3人でやっておりますが、そのうちの2人分でございます。もう一人分につきましては、児童課が予算を計上しております。その3人で巡回相談を行っております。また、回数なんですけれども、小中学校が延べで500回、幼稚園・保育園が200回。実際の数でございますが、小中学校が500回、幼稚園・保育園が200回ということでございます。

以上でございます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

これ日額ですか。

教育総務課長（佐藤幸広君）

これは月額報酬になっております。

委員長職務代理者（山城清邦君）

2人分の月額報酬。

教育総務課長（佐藤幸広君）

そうです。残り1名分につきましては、児童課で計上されています。

委員長職務代理者（山城清邦君）

保育園・幼稚園にしましても、この制度を始めていただいて何年もたちますが、非常に現場としてはありがたい制度なんですね。ですから、ぜひこれは拡充してほしいし、より充実していただきたいと要望をしたいところです。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

済みません。ちょっと話が戻りますが、先ほど今までは退職した管理職を教職員の研修センターのほうに配置できていたのが、東京都の方針で、退職した管理職は学校づきになるという話をお聞きしました。その際、学校づきになった場合のその方の身分は学校に対してどういった形になるのでしょうか。

指導担当部長（新村紀昭君）

非常勤教員で管理職ということです。ただ、もともとが管理職という。今の非常勤教員、普通の教諭、あるいは主任教諭の方々が退職された場合には学校配置になっているんですね。小学校なんかでは授業しますし、初任者の補習のような形で授業も持ってもらってやっています。ただ、管理職については、教育相談的な業務と、その特質上からできるということで、学校で配置して、その学校の子供たちの例えば保護者の教育相談を受けるよりも、市としてセンター機能を持ったところに配置をさせてもらって、市全体の教育相談を受けるような、ですから、本市でいえば適応指導教室、せせらぎ教室にも退職された管理職の方を配置しておりますし、そもそも教育相談のほうにも場合によっては配置するというようなことで、そういった全市的な視野で見ただけということでも活用させてもらっているんですが、都としては、都が給料払っているわけなので、学校支援あるいは今教諭が先ほど申し上げた精神的な理由で病休に入られる方がいるので、そうした方を支援すると、もともと管理職なので、そういった対応ができるということで、都としてはそういうことを考えておきたいということの骨子があるようです。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

先ほど丹治委員がお出しになった青少年の音楽の祭典のことなんですけれども、毎年拝聴させていただいて、すばらしいなと思うと同時に、片一方では学校行事をこなしながら、音楽の祭典のために参加する学校がいろいろまた時間をやりくりしながら子供たちに練習をさせて、臨んでいると思うので、現場としてはかなり時間のやりくりが難しいところがあるのではないかなという推測はします。しますが、これ学校サイドから負担だからやめてくれということならばともかく、市の予算の関係でこの事業を廃止するということになると、話が予算の話ばかりではなくて、市が掲げている音楽のまちとかにかかわって

くるし、相手が子供のことでですから、イメージがより悪いほうに膨らんでしまうのではないかと思うんですね、ですから、大きい問題になってしまうかもしれません。ぜひどんな形にせよ事業をぜひ継続していただきたいと強く希望します。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

おっしゃるとおりでございます。このこととおっしゃる意味はよくわかっておりまして、そういう意味で、そういったことをまたやることは大変難しいなというのは、つくづく感じているところでございまして、いい事業でございますので、先ほど丹治委員のお話のとおり、まだ入り口の話なんですけど、課題はいろいろありますけれども、ぜひとも一生懸命やりますので、よろしく願いいたします。

委員長（古田土暢子君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

音楽の祭典は私もぜひやりたいと思います。もう一つお聞きしたかったのは、多摩・島しょ広域連携助成金制度のことです。大島子ども体験塾と駅伝大会については制度が変わって10対10でおりにいた予算が10対8になったから、その分の負担をあきらめる野市がしますとのお話でした。それと、同じ多摩・島しょスポーツ振興事業の水泳教室とテニス教室については、別な財源からお金を全額出していただけるということなんですか。

委員長（古田土暢子君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（木下義彦君）

駅伝大会は今年度3年目の事業になります。この多摩・島しょ広域連携助成金制度の補助は、当初3カ年限りでした。3年間やったら4年目からはもう補助ゼロと。それが4年目以降も補助率が10分の8に変わるものの、補助事業が継続されるということでございます。

それから、あともう一件、多摩・島しょスポーツ振興事業助成金事業の件ですが、これも多摩・島しょ広域連携助成金制度と同じく市長会の補助制度です。事業内容は、今年度、日本代表経験者を招いた市民運動広場でのサッカー教室でございます。今年度は、事業が1年目のため、来年度も事業の補助率は10分の10でございます。

委員（田野倉美保君）

この多摩・島しょスポーツ振興事業に関しては、一年一年違った事業をやるということなんですか。

委員長（古田土暢子君）

スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長（木下義彦君）

事業の内容については、市町村でそれぞれの取り組みを、同じものを継続してやるという意味ではなくて、毎年違った取り組みをして構わないということになっておりますので、かなり事業の内容自体、広がりがございます。もちろん継続性ということもいいんですけ

れども、できるだけ多くのスポーツを、種目をあきる野市に紹介していきたいという趣旨で事業を考えています。

委員（田野倉美保君）

この補助事業自体は、前からあって、平成24年度はサッカーをやり、平成25年度は水泳とテニスなわけですよ。

委員長（古田土暢子君）

スポーツ推進課長

スポーツ推進課長（木下義彦君）

はい、そのとおりです。

委員（田野倉美保君）

ありがとうございます。

委員長（古田土暢子君）

1つよろしいですか、アートスタジオ五日市の運営についてですけれども、今まで戸倉小の児童とかかわりがありましたよね。アーティストの方々が学校に行って、いろいろ指導していただいて、素晴らしい作品が生まれたりしてますけれども、今後も何かそういう形で生かせるような事業を進めていただけたらと思います。よろしくお願いたします。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

アートスタジオ五日市事業につきましては、創作活動とともに地域との交流ということで、スタジオで版画教室を開きました。また戸倉小学校で版画の指導をしたりとか、小学校の文化祭にブースを設けていただいて、アーティストさんがそこで展示をしたりしました。これまで戸倉小学校の全校生徒を対象にしたんですけれども、今度五日市小と統合になりますので今までと同じスタイルは無理かなと思いますけれども、今までの流れがありますので、小学校、中学校、調整をしていきたいと思います。

委員長（古田土暢子君）

アーティストの方にお会いしても、やはり児童との接点とか、あの地域のよさをすごく感じている方もたくさんいて、あきる野に住みたいという言葉も、今回のアーティストの方は話してましたので、ぜひよろしくお願いたします。

ほかにいかがでしょうか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

積み上げのほうの予算書の15ページの1308、01のスクールバス運行委託料なんですけれども、これはバス2台分です。よろしいのでしょうか。それから、その下の学校防災備蓄整備事業経費、先ほど部長からご説明いただきまして、学校に30%の児童が残って、3日間は過ごせるようにするという。必要な備蓄を5年間でそろえるということなんですけれども、この予算はこれは毛布ですよ。例えば災害を何月に想定するかによっても、1人当たりの毛布の数も変わってくると思うんですが、その購入計画といたしましうか、その辺をもう少し詳しく教えていただければと思います。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

教育総務課長。

教育総務課長（佐藤幸広君）

まず1点目のお話でございますけれども、スクールバスの運行委託料の関係でございます。こちらは、小宮小学校のスクールバスということで、台数は1台でございます。それから、2つ目のご質問でございます。2つ目は備蓄の関係だったと思います。備蓄につきましては、ここで先日お配りした学校防災マニュアルにもありますように、5年間でそろえていこうということであったんですが、予算等の絡みもございまして、先ほど部長から説明があったように、1日分の大体30%ということで、今来年の予算はついております。今まで備蓄も全くあきる野市においてはなかったもので、ある意味大きな1歩が踏み出せたかなということで、担当としては理解しております。

それから、もう一つ、やはり食料品のほうにつきましては、アルファ化米についてなんですけれども、これは一般的に有効期限が5年間、それから水等についても有効期限ございますので、またそこに5年間たってから処分とかいうものもありますので、その辺も含めて、またあと近隣の備蓄の状況を見ながら、理想は5年間で、東京都の帰宅困難者対策条例というのが4月1日に施行されますので、それに合わせてやっていければいいんですけれども、基本的には備蓄のなかったものが4月から少し備えられるということでご理解いただければと思います。

あと毛布の関係なんですけれども、こちらは3日分とかそういうことではなくて、児童数が必要、それから実際には、今山城委員からお話がありましたように、いつごろ災害がということもあるんでしょうけれども、基本的にはどんな時期に起きても対応できるような形で、何年かかけてもきちっとした形で備蓄できていったらいいなと思います。あと備蓄の場所とか、そういういろいろな問題もございまして、その辺も並行して考慮しながらやっていければいいなというふうに思っております。

以上でございます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

児童1人当たり毛布1枚という想定、それから備蓄等は各学校ごとということでよろしいですか。

委員長（古田土暢子君）

教育総務課長。

教育総務課長（佐藤幸広君）

備蓄につきまして各学校でございます。毛布については、最終的には児童生徒の分用意できればなと思っております。ただ、現在のところはその分予算はついておりません。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

先ほど運動場等の維持管理費の中で、電気は、丸紅のほうからお買いになっているとい

うことですが、例えば学校の電気の契約は、これは全く違うのですか、その辺どうでしょう。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

学校につきましても同じような形で、今 P P S と一般的に言われていますけれども、丸紅と契約をしております。23年度から契約して、その取り組みをしまして、学校についても東京電力外の電力会社から購入しております。

委員（丹治 充君）

次に、もう一点なんですけど、最近大分電気照明等についても LED が使用されて、かなり電気料が違ってくるといふような、そんなお話も伺っているんですけど、あきる野市の場合の光熱関係で、少しでも下げていく、できるだけ負担をかけないという意味でもその辺の動きというものはどうなんでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

市全体の動きとして、LED については、道路照明であるとか、取り入れられるところは今取り入れ始めておるところです。学校につきましても大分消費電力も大きいですし、その辺も検討する余地があるというふうには指示がされていますけれども、LED、室内の照明ですと、J I S 規格がとれていない、それから若干ちらつきがあるとか、さまざまなことを指摘されている部分ありますので、それからイニシャルコスト、電球だけではなくて、機器についても学校の場合かなり老朽化も進んでおりますので、その辺はちょっと総合的な試算ないし検討が必要だなという、まだその段階でございます。

委員（丹治 充君）

これから検討ということですね。

教育部長（鈴木恵子君）

はい。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

エアコンに関連しての質問なんですけれども、エアコンが全校配置されれば、当然重油も、現在灯油を使っているかどうかわかりませんが、その燃料が要らなくなるということになりますね。それから、全校エアコンが配置されると、必要な温度が確保できますが、今度は夏の使用量が少し上がりますよね。重油と今の電気代を含めた総体的な1年間の学校を動かしていく上でかかる冷暖房の費用と、それから電気とガスで全部やるようになった場合の費用と、大体どういふふうなランニングコストの、現段階での見積もりというのか、比較がされているのか、前ご説明があったかと思うんですが、再度お願いします。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

実際面では、動き出してみないとわからないなというふうに思っているのが今のところの現段階でございます。ただ、空調機導入に当たりまして、ガスでいくか電気でいくかということで試算をしております。それで比較したところ、ご指摘のとおり、冬は重油になりますので、エアコンを導入していくと、年間で700万程度のランニングコストは削減できるのではないかと試算はしております。ただ、ガスについての単価、それからその時々天候状況によっても大きく左右されますので、その辺は、来年、再来年で結論が出るんだろうと思っています。ちょっと慎重に見なければいけないなというふうに考えております。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ガスの供給については、基本的には全校を1社の、1年の入札にするという、そういう方針なんですか。

教育部長（鈴木恵子君）

LPガスが基本となりますけれども、都市ガスが導入できるところでイニシャルコストとの兼ね合いになりますけれども、導入できれば都市ガスのほうがランニングがかなり抑えられるという点もございます。その辺も今最終の詰めをしていく段階でありますけれども、LPのガスについては単価契約をしていく必要があるかなと。今LPの単価契約はしてないものですから、していく必要があるかなということと、今現学校でLPガスを使っていますので、その辺も含めて全てのLPについて単価契約をするというふうに現在では考えておるところでございます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

LPは公定価格じゃないので、マーケットですので、その辺入札して絞り込んでいったほうがいいんじゃないかと思えます。

委員長（古田土暢子君）

一つよろしいですか。03、教育指導費ですね、2ページの。理科教育指導力向上事業経費と、スポーツ教育推進事業経費、これは指定事業が終わったために皆減になったんでしょうか。2ページです。

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

こちらについては、指導力向上事業が一旦終わりましたので、これで終わりということ。逆に新たに、また25年度、今募集をかけてありまして、これの継続のものがございまして、それについては小中学校1校ずつまた履行していただいて、予算がつけばこちらのほうとして、また理科教育、またスポーツ教育やっていくというつもりです。

委員長（古田土暢子君）

ほかにいかがですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などないようですので、質疑を終了いたします。

議案第13号平成25年度あきる野市教育委員会所管予算については、原案のとおり承

認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第13号平成25年度あきる野市教育委員会所管予算については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第9 議案第14号あきる野市小中一貫教育推進基本計画（案）についてを上程します。

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第14号あきる野市小中一貫教育推進基本計画（案）についての議案を提出いたします。指導担当部長より説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

それでは、提案理由からご説明いたします。平成23年12月に策定したあきる野市小中一貫教育実施指針に基づき、あきる野市小中一貫教育推進基本計画策定委員会を設置し、本市の実態に即した小中一貫教育の在り方について検討を重ね、あきる野市小中一貫教育推進基本計画（案）を策定したので、委員会の承認を求めるものでございます。

それでは、別冊のあきる野市小中一貫教育推進基本計画（案）をごらんください。ページをめくっていただきまして、小中一貫教育の定義については、今までも何度かお話し申し上げているところですので省略させていただきます。また、小中一貫教育の効果につきましては、いろいろなどころで言われておりますけれども、生活行動面では、小中学校の生活上のきまりや指導方法等の違いから来る心理的負担、つまずきなどを軽減するという一方で、それから学習面では、9年間を通して学びの連続性を意識させて指導することによって、子供たちも学びが進んでいくといったようなことがございます。また、教員につきましては、小中の教員が交流することによって指導力の向上が認められるということがございます。

また、2ページ目に小中一貫教育を推進する背景とございますが、子供の現状につきましては、生活、行動面では、不登校の増加率が小学校6年から中学校1年の期間でふえてしまうということ、学習面では、学力の定着状況や主体的に学習に取り組む態度が十分でないといったようなことが挙げられます。

それでは、もう1ページめくっていただきまして、3ページです。現状から把握できる課題とその背景ということで、生活・行動面、学習面、それぞれ書かせていただいておりますが、小学校段階で潜在化していたいろいろな課題が中学校の中で進学する段階で顕在化していくといったようなこともあり、小学校の発達段階、それから中学校の発達段階に応じて指導していくことが必要だということ、それから学習面については、つまずきやすい学習内容、それから定着していない学習内容をよりの確に把握していくということが必要

であること。

また、4ページ目のほうであります、中学校では、卒業した後の進路ということがありますので、評価についてのことが非常に重要になります。小学校では、そのあたりの運用が不十分であるといったこともありますので、子供が学習条項をきちんと評価するといったような部分で小中一貫を進めていく必要があるということでございます。

4ページ、下段になります。本市が目指す小中一貫教育の基本的な考え方ということで、(1)として、地域の実態に即した小中一貫教育の推進ということで、こちらにつきましては、現在ある中学校区を中心に、6つのブロックで進めていくことでございます。ただ、下に米印がつけましたが、多西小学校につきましては、御堂中学校が通学区域である子供も在籍しておりますので、御堂中学校区の取り組みも反映させていくということで、多西小学校につきましては、両中学校とも連携を密に図って御堂中学校区内の9年間を見通した段階的な指導計画も活用しながら進めていく必要があるということで、多西小学校については、少しほかの小学校と異なる点が出てまいります。そして、小中学校の内容については、学習指導要領が基本でございますので、それをこのままやっていくということで、現在指導している教科書を使って学習を進めてまいります。

また、5ページ、下段ですけれども、今までの学校体制を生かしたということで、学校名、それから学年区分、教員組織等は変更せず、今までのままの形で進めていくということでございます。

また、⑤といたしまして、通学区域についてですが、済みません、6ページに移ります。実態に即して一部見直しを図るということで、これにつきましては、地域のほうに説明を進めていきながらご理解を得ていくということで、現状実態がそうなっているというところの見直しを図ったということもございます。

それから、指定学校の変更につきましては、指定学校変更の取り扱いに関する要綱がございますので、これに従って希望する指定学校を変更することができます。

それから、内容についてでございます。内容については、まず初めに、目指す子供像と育てたい力を中学校区ごとに設定をしていく。そして、その目標、目指すものに向かって、9年間を見通した段階的な指導計画を作成していただくということで、これは中学校区ごとに進めてまいります。7ページのところに、その作成に向けた表を書かせていただいています。こちらについてはごらんいただければというふうに思います。

また、もう一点として、各中学校区で合同挨拶の運動、それから合同部活動等、小中共通の一体となった取り組みということを推進してまいります。①としては、子供を視点とした取り組み、②としては教員を視点とした取り組み、そして③としては教育体制を視点とした取り組みということが考えられると思います。

続きまして、9ページでございます。小中一貫教育の推進体制の整備ということで、この推進体制、真ん中の図ですけれども、既に各中学校区に移行した一貫教育の推進委員会、そしてその下に部会、そして作業部会ということで設置してございまして、研究推進校、こうした組織を活用しながら、今9年間の指導計画等を作成しているところでございます。

続きまして、9ページ、増戸地区における小中一貫教育でございます。増戸小中学校につきましては、これまでも同一敷地内にある地理的条件を生かした小中一貫教育のパイロ

ット校としての役割を果たしてもらっています。そうしたことから、学校の名称を通称増戸学園という呼び方をしたいというふうに思います。ただ、増戸小中学校の学校体制については変更しないと。

そして、指導体制ですけれども、今までの取り組みをさらに推進していくということで、両校の教員が協議を重ねてできるところから進めていく。したがって、ここにもあるように、一部の教科、領域について合同授業やティームティーチングによる指導、そして小学校の高学年においては、一部教科担任制を導入することなど、今後検討していき、可能な範囲で実施していくということも考えてまいります。

また、そうした合同授業を進めるという中で、生活時程の一部分を合わせていく。ここでは、1、3、5校時又は2、4、5校時の開始時刻を合わせるという、そのようなことについて挙げてございます。また、学校施設につきましては、現在も並んだ状態であります。そうしたようなことで、今後施設のさまざまな整備ができるかどうかについて検討を重ねてまいるということになっております。

また、7番、今後の事業推進についてですが、本計画に基づいて目指す子供像、育てたい力を設定しております。平成26年4月から全校で小中一貫教育を実施するというところで、25年度につきましては、その準備の最終段階に入る時期にあるのかなと考えてございます。

11ページ目以降は、これまでの検討経過というふうになってございます。また、今後のスケジュールについてであります。きょうこちらの教育委員会でご承認いただいた後、パブリックコメントを実施し、意見集約後、来年度教育委員会定例会の中で最終的な決定をお願いしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

一般的な話として伺いたいんですけども、小中一貫校となるか、一貫教育となるか、増戸小中を除いては、一貫教育になると思うんですが、現在までのところ、例えば既に実施しているところ、品川区とか、ほかの市もありますけれども、一貫校を実施してみても各自自治体での現時点での総括、それから一貫教育を先行して実施している市区町村での現在までの総括がどうなのかなということがちょっと知りたいなと思っております。それと、今の話とも絡むんですけども、小学校の6年生の位置づけを一貫教育又は一貫校にした場合にどういうことがイメージされるのかなというのが、ちょっと私自身がよくわからないことがあります。というのは、現在でも小学校は6年生をお手本にしましょうとかいう、そういったスローガンで日々の教育をしている学校もたくさんあると思うんですね。そうすると、一貫教育とか一貫校になった場合に、6年生の位置づけをどうしたらいいのかなというのが課題として出てくるのではないかなということは何となく想像しております。

特に、6、3で切るのではなくて、6ページにありますように、4、3、2で切った場

合に、小学校での6年生の位置をどのように位置づけていったらいいのだろうかということが、素人ながら、だからかもしれませんが、ちょっとイメージができません。その辺が今先行している区とか市でどのようなことが話題となっているのかなど、それも含めて教えていただければと思います。

委員長（古田土暢子君）

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

ありがとうございます。実際我々基本計画策定委員会で、村山学園視察させていただきました。1校しか行けなかったんですけども、他の実践的な取り組みを見てみますと、やっぱり学年区分を4、3、2、つまり5、6年生と中学校1年生を1つの区分として取り組んでいるところがやはり多いのかなというふうに感じております。

また、この学年区分に関しましては、全国的にもさまざまな取り組みをしておりますし、国レベルでもどの形がいいのかといったところで、若干いろんな取り組みをしたほうがいいんじゃないかというような提言もなされてますので、今後進捗状況を見ながら今後取り組もうかなというふうに捉えております。本市といたしましては、まだまだ4、3、2が適切なのか、またほかの学年区分も施行されていますので、どれがいいかといったようなところは、まだ議論を見て、その進捗に応じていくとしても、市としても検討を加えていなくてはというような課題意識は持ってますが、小学校6年生と中学生が円滑につながりを持っていくといったことが、まずそこが一番重要だろうということで、例えば小学校6年生では可能な範囲で学級担任制から教科担任制を一部導入して、そして中学校1年生では中学校でやる取り組みを少し実践的に取り組んでいくといったようなことを取り組みながら、円滑につながっていくといったようなことがまずは重要だろうと、こういったことを重視して、平成25年度は出発したいというふうに考えております。

委員長職務代理者（山城清邦君）

今までのほかの実践している市や区では、6年生の位置づけがどうしたらいいか、ちょっと根拠が薄くなって困ったとか、そんな話題が出てきたのか、おありなのか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

いろいろな議論はされているかと思うんですけども、やはり区分を決めると、それに縛られるというようなことを、具体的発表の中で出てきてはいないんですけども、それに縛られることの弊害といったようなこともあるように聞いているので、本市としては、小学6年生と中学1年生をつなげていくことに、まずは注目したいというふうに考えています。

委員長職務代理者（山城清邦君）

わかりました。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

一貫教育の推進基本計画がこういう形でまとめられ、これが一つ一つ課題を克服しながら、あきる野市の一貫教育を推進することになるかと思えます。ただ、一部の自治体では、小中一貫教育の、1つのつまずきになっている原因の中に、地域との関係などもよく取り沙汰されていますので、こちらのほうの計画を進める中で、地域の中の学校という意味合いも含めまして、地域がどういう形でこの小中一貫教育に対する理解を深めていくかというあたりも、さらに今後ご検討いただければと思います

以上です。

委員長（古田土暢子君）

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

ありがとうございます。そういった課題にも取り組まなきゃいけないなというふうに思っているところです。やはり、まだ小中内部、あと学校と教育委員会の中で進めているところが、いなめないかなと思っております。そういった意味で、今回基本計画案を策定していただいた後にはパブリックコメントを実施するとともに、3月に入って、各学校の学校評議員さん向けの説明会を催してご理解を得ていきたいなと。それから、今までも地域と一緒にしながら取り組んできた小中一貫教育といいますと、増戸小中学校が、防災教育に取り組んでいて、先日もごらんいただいたように地域と学校と合同で発表をさせていただきました。そういった地域と無理のないところで連携しながら進めていくというものをもう少しPRしていかなければと思っております。

委員（丹治 充君）

この件に関連して、もう既に学校のほうでは、恐らく評議員の方に話をされているかと思えます。そのほか青少健の方も、今この取組については非常に興味あり、あるいは関心が高いだろうと思うところがありますので、よろしくどうぞお願いします。

委員長（古田土暢子君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

今のお話で、パブリックコメントのお話がありましたが、一市民としてはパブリックコメントを募集するといっても、広報とかホームページに、この件に関してパブリックコメント受け付けますというお知らせがぼんと載るだけで、多分一般の市民の人はそれほど気にとめる機会が少ないような気がするんです。丹治委員もおっしゃったように確かに学校と教育委員会主導で進めている感がちょっとあるような気がする。おそらく一保護者は、小中学校がどう変わるのか、自分の身に降りかかってくるものとして受けとめてないような気がするんですね。学校評議員の方には説明会があるようですが、一般の保護者向けの説明会はないのでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

指導担当課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

ありがとうございます。今おっしゃられましたパブリックコメントについて少しわかりづらいということで、校長会で教育部長のほうから学校だより等通じてパブリックコメン

トするといったような趣旨の内容もぜひ入れていきたいというようなこともお話しして、少しずつ保護者の方にも周知する、お知らせをしていきたいなというふうに思っています。

また、この後策定できた段階では、保護者向けの説明会も、こういった形が適切なのかということ部内で検討しながら進めていきたいと思えます。ただ、各校区でいうとなかなか難しいので、やっぱり地域別ですとか、ちょっと考えなきゃいけないのかなというふうには思います。

秋多中学校区で、今年度が1年目で、来年度が2年目、研修推進校として2年取り組むことになるんですけども、1年目の取り組みとして取り組んだ内容を今度はニューズレターという形でA4判裏表のものをつくって、今3号目です。それを教員、保護者にも通知するといったようなことをやっております。また、ほかの地区でも学校だよりの小中一貫の記載のあるものを掲示板に張ったりだとかといったような取り組みも少しずつしております。

委員長（古田土暢子君）

よろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などないので、質疑を終了いたします。

議案第14号あきる野市小中一貫教育推進基本計画（案）については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第14号あきる野市小中一貫教育推進基本計画（案）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第10 報告事項（1）体罰にかかわる調査について。

報告者は説明をお願いします。

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

それでは、資料に基づきましてお話をさせていただきます。ご承知のとおり、大阪のほうで起きました部活動指導における体罰による悲しい事件を受けまして、全国的に体罰にかかわる調査等を文部科学省の指導に基づいて進めているところです。調査実施までの経緯につきましては、東京都のほうでは1月17日に、資料2にございますように、適切な部活動指導の推進についてという通知とともに、部活動指導における暴力による体罰の実態把握についてという依頼が参りました。ただ、この間文部科学省のほうから、1月23日付ですが、小中全校調査をするという依頼文が東京都に届き、1月30日、小学校における暴力による体罰の実態把握についてという依頼が発出されました。これを受けて、本市では、部活動指導における暴力による体罰の実態把握について依頼ということで、教育長名で、資料1になります。全校に調査を発出いたしました。

資料1をごらんください。調査対象については、校長、教員及び全児童・生徒。調査内

容については、中学校、部活動指導におけるとなっておりますが、これは最初の都の発出がこうなっていたんですが、内容としては教育活動における暴力による体罰の実態ということで、小中とも同じでございます。また、調査方法については、後ほど資料でご説明を申し上げます。また、調査対象期間については、ここにあるとおり、中学校が平成25年2月12日から2月15日まで、小学校については、同月12日から18日まで。これについては、小学校の調査は、朝礼等の中で校長説話をし、それに基づいて調査をするということがございます。2月12日の週には、朝礼がある月曜日がございませぬので、18日月曜日の朝礼を受けて調査をするといったようなことがありまして、こうなっております。また、対象期間については、平成24年4月から現在までということです。その他、顧問教諭による暴力による体罰の疑いがあった場合には、速やかに事実確認を行って、調査表の提出を問わず、教育委員会指導室のほうに連絡をするよう指示をしております。調査の概要については以上でございます。

児童生徒につきましては、都が示した調査項目で記述調査を実施いたします。かがみ文をもう一枚おめくりいただいた裏面のところに、小学校調査として教員に聞き取る内容、そして右側のほう、3枚目になりますが、よりよい学校生活のためにという小学校調査、児童用です。そして、その裏、保護者の皆様へという小学校については、保護者向けにこうした通知文を発出すると。そして、もう一枚めくっていただきますと、中学校のほうの聞き取り調査ということで、教員用、生徒用というふうになってございます。発達段階が異なりますので、小学校と中学校では質問用紙の様式も異なっております。

教員につきましては、ここにある調査用紙を使いまして、校長が聞き取り調査を一人一人に対して行います。また、保護者用の文書につきましては、小学校のみ配布をいたしまして、特に小学校低学年等はきちんとアンケートに答えられない状況もありますので、保護者を通して学校に連絡をいただくということもございます。なお、保護者からの相談につきましては、校長が直接窓口となって守秘義務を守って調査を進めるということにしております。

それから、調査実施上の配慮事項ということで、特に児童生徒のプライバシーに配慮して回答しやすい雰囲気をつくって実施するというので、全校一斉あるいは学年ブロックごとに実施をするようなこと、そして小学校では、担任がほとんど丸一日子供と一緒に過ごすわけで、担任の目の前で調査をやるということについては、信頼関係を損ねる可能性もありますので、担任以外ということで、学年をかえて、担任以外の教員が実施するよというので指示をしております。また、調査中、必要に応じて、子供がどう答えていかかわからないような場合には、机間指導しながら見ていくということです。

また、中学校では、担任が実施いたします。この際、プライバシーを守り、机間指導はいたしません。中学校の場合には教科担任制ですので、さまざまな教員がいろいろなクラスに入ります。かかわりのない教員というのは非常に少ないので、だれがやっても同じ条件ということで、担任ということにいたしました。また、アンケート用紙は、終わった後大きく2つ又は4つに折って回収をすると、そして封筒などの袋を使って子供が直接入れることで、担任の目に触れることもなく管理職の手に届くということの配慮をしております。

また、調査結果の取り扱いですが、こちらについては、文科省、東京都教育委員会の依頼で実施している調査です。学校独自では公表しない。また、保護者等からの問い合わせについても、個人情報ですので学校では答えられないということで回答をお願いしております。先ほども申し上げたように、体罰と認定した場合には、早急に服務事故として都に報告する必要がありますので、調査等行う、そういったような指示を指導室と連携をとってやっていくということです。

それでは、小学校調査、よりよい学校生活のための実施手順です。先ほどの資料3ページ目をごらんください。小学校につきましては、教員に調査の趣旨を周知した後、校長が日程と手順を定めて全教員への聞き取り調査を実施します。また、先ほども申し上げましたように、朝礼等で校長が暴力はいけないことであるということを実行集会等で実施し、その校長講話を受けてこの調査を実施してまいります。具体的には、この調査の3つ目の先生に続けてほしいこと、お願いしたいことというところの中に、暴力はいけないことという話を受けて、そうしたような内容について書き込みがあるのではないかとというようなことで調査をしていくということです。もちろん友達や大人からの暴力で困っていることがあったら、校長や学級担任に相談するよという言葉をこの書類の中に入れてもらうということで、この調査が有効になるのではないかと考えてございます。

そして、先ほど申し上げたように、調査用紙は担当教諭が回収して校長に提出をいたします。また、本市におきましては、一昨日の火曜日に保護者の皆様へという文書を学校から発出しております。今のところこれについての問い合わせ等は教育委員会のほうに、1件ございましたけれども、それ以外はございません。

続きまして、中学校の調査ですけれども、同じように、教員に調査の趣旨を周知し、校長と面談をします。その際、部活動等一生懸命やっている先生方もいるといったようなことがありますので、教員のそうしたやる気をそがないような形で面接を実施してほしいということを校長会の中でお願いをしております。

また、生徒については、思春期に入っているということもありまして、このアンケートを直接書くことがなかなか難しいという生徒については、個別に相談したいことがあるならば、直接管理職や相談しやすい教員に申し出るように、連携するよということも指示をしております。調査用紙の回収方法等は同じでございます。また、中学校の場合には、部活動の中で叱咤激励を頑張っているよといったようなことで、肩をぽんとたたくよということもございます。そうしたことと体罰の違いということをきちんと説明するように、理解を求めよということをしてございます。

以上、雑駁ですけれども、ご説明とさせていただきます。なお、資料2以下は東京都のほうから発出された文書、そして文部科学省のほうから発出されました体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握についての依頼等もつけてございます。参考までに読んでいただければと思います。

説明は以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明は終わりました。

これから質疑に入ります。何かご質問ございますか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第11 報告事項（2）平成25年度学級編制について、報告者は説明をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは、平成25年度の学級編制について説明させていただきます。学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で、その標準が定められておりました。学級編制の権限は、地方公共団体の教育委員会に与えられております。この標準に基づきまして、東京都がさらに基準を定めておりました。あきる野市におきましては、都の基準を準用して学級編制することになっております。

まず、今年度なんですけれども、今年度は法制化されております小学校1年生の35人学級に加えて、東京都の基準に基づき小学校2年生の35人学級の教員加配と、中学校1年生の31人学級対応の教員加配に即した学級編制を行ってまいりました。来年度ですけれども、平成25年度につきましては、東京都の基準で中学校1年生にも35人学級の教員加配の措置があることから、対象となる学校は、実態に合わせて、つまり空き教室の状況等で学級規模縮小、少人数指導、ティームティーチングを選択することになります。あきる野市におきましては、対応に必要な教室に問題がないことから、対象となる中学校1年生につきましては、全て学級規模縮小、いわゆる35人学級となる予定でございます。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第12 報告事項（3）中央図書館増戸分室の業務委託について、報告者は説明をお願いします。

図書館長。

図書館長（松島 満君）

中央図書館の増戸分室の業務委託について説明をいたします。行政改革のさらなる推進を図るために、図書館におきましても指定管理者制度導入等含めまして、社会教育関係施設部会で検討してまいりました。中央図書館増戸分室につきましては、施設の規模が小さく、施設の維持管理を行っていないこと、それから図書館業務に収益性がないことから、指定管理者制度ではなく、業務委託が望ましいという結論に至りました。業務委託を実施することにより、人事管理経費及び正職員の人員を削減、さらに専門性のあるスタッフを配置させることで市民サービスの向上を図ることが期待できるということから業務委託を実施するものであります。

効果としましては、経費削減効果410万9,000円、これは23年度決算額と25年度の積算の数値の差で算出しております。なお、委託後の経費1,845万4,000円につきましては、先ほど業務委託の経費のほかにコピー機のリース代、清掃等の委託、それから通信運搬費等市のほうで執行する経費が含まれております。人員削減効果は正職員の削減2名、その他の効果として庁用自動車の削減1台がございます。

2、契約期間、3年間の試行といたします。図書館として最初の取り組みであります。実施状況を評価して今後の他館における取り組みを検討する必要性から、試行の3年間としたいと思います。

3、契約について、長期継続契約といたします。

4、業務委託業者の選定方法ですが、指名型技術提案方式とします。図書館の業務委託の実績を持つ業者から提案を受けまして、その中から最適な業者を選定する技術提案方式で、公募型ではなく過去にすぐれた実績を持つ業者を指名して、その提案を審査する指名型の技術提案方式として選定します。

5、業務委託業者の選定につきましては、契約管財課から10社選定がございまして、その10社に募集をかけましたところ3社から応募がございました。平成25年1月31日にプレゼンテーションを行いまして、選定委員会により調査した結果、以下の業者を選定しております。選定業者、業者名は株式会社図書館流通センター、所在地、東京都文京区大塚三丁目4番7号、代表者、谷一文字。以上の業者を選定をさせていただきました。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

質問ですけど、2の契約期間3年（試行）ということと、3の契約について長期継続契約とするという、これがちょっと字づらではその関係がよくわからないんですけど。

委員長（古田土暢子君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

1年間、1年間ではなくて、3年間の継続契約、長期継続契約ができるものでございます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

1年以上は長期契約ということですか。

図書館長（松島 満君）

単年度の契約ではなくて、3カ年の長期の契約ということですよ。

委員長職務代理者（山城清邦君）

2年以上は長期継続契約ということなんですね。

図書館長（松島 満君）

はい。

委員長職務代理者（山城清邦君）

そうすると、3年間で試行ということは、もし試みしてうまくいかなかったら、何が想定されているのでしょうか。

図書館長（松島 満君）

うまくいかなかった場合というのは、3年間の間に何か問題が生じた場合には、またもとの直営方式に戻るということが選択肢の1つとしては考えられます。

委員長（古田土暢子君）

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

3年間試行して、今後他館における取り組みも検討する必要があるとあるんですが、増戸分室がうまくいった場合には、例えば中央図書館ですとか、ほかの図書館もできればこういった民間のほうに委託するという意向があるのでしょうか。

図書館長（松島 満君）

ほかの館についても経費節減と市民サービスの向上という視点から、業務委託、指定管理、いろいろ含めまして可能性を検討していきます。そのためにこの3年間増戸分室で業務委託をしまして、検討していきたいというふうに考えます。

委員長（古田土暢子君）

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第13 報告事項(4)第二次あきる野市子ども読書活動推進計画(案)について、報告者は説明をお願いします。

図書館長。

図書館長（松島 満君）

第二次あきる野市子ども読書推進計画(案)についてご説明します。前回1月24日の教育委員会定例会において、進捗状況、それからパブリックコメントの予定、今後の予定等についての報告をさせていただいたところでございます。案の形でまとめさせていただきましたので、その概要についてご報告します。

3ページをお開きください。第1章、これまでの子ども読書活動推進の状況ということで、第1章におきまして、第一次計画を振りかえり成果と課題についての抽出を行います。市内各館、関連各館の取り組み、それから家庭の読書環境について、さらに6ページになりますが、学校の現状について確認をしました。7ページで今後の課題ということで、それぞれ各学校、家庭、各館取り組みの中から抽出をしました問題点、今後の課題についてこちらのほうでまとめさせていただいております。たくさんお話をさせていただきましたが、第一次で中心的に取り組みました乳幼児の取り組みについては一定の成果が得られ、これから第二次に向けて、ヤングアダルト、中学生、高校生を対象にした事業、これが今まで少なかったということで、これも含め課題として抽出をされております。

8ページ、第2章といたしまして、第二次計画の基本的な考え方をお示ししてあります。

9ページ、4基本目標、①、②、③、④とありますが、4本の基本目標を掲げさせてい

いただきました。中高生を対象とした事業の充実、学校、特に中学校の読書環境整備、乳幼時期からの読書推進事業の継続、家庭、関係施設、地域における大人への啓発と協力体制の整備、以上の4本の基本計画に基づきまして、10ページになりますが、第3章で具体的な取り組みをあげてしております。10ページ1で家庭における読書活動の推進。同じく10ページで学校における読書活動の推進、13ページになりますが、図書館における読書活動の推進、15ページ4、市内関係施設や地域における読書活動の推進、それぞれ各課の取り組みということでまとめさせていただきます、19ページからの子ども読書推進に関する事業計画ということで、一覧表にして全体図をお示しさせていただいております。

以上でございます。雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

前もこれ話題に出たと思うんですけど、6ページから7ページにかけて、学校図書館図書基準を満たしているのは、小学校全校のうち10校、それから中学校については、全6校中4校しか満たしていない、残り2校が満たしていないということなんですけど、これはちょっと残念なことだと思いますので、この辺は、これは学校の事業ですから、図書館の事業じゃないと思いますけれど、行政としてはどういうふうにして考えてらっしゃるのかなということを教えていただけるとありがたいと思います。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

図書の購入費ということでは、私どもで担当しておりますのでお答えいたします。この件につきましては、課題であるということは認識をしております、毎年度、今年度についても問題ですけれども、財政当局のほうに予算は要望はしている状況でございます。今年度先ほど説明もさせていただきましたけれども、全体の予算が大変厳しいという中で、なかなか困難な状況になっているのが実態でございます。今後につきましてもこの読書推進計画は市の計画でもあり、委員会ということではございませんので、市のほうに理解を求めていきたいというふう考えております。

委員長職務代理者（山城清邦君）

具体的に中学校2校、小学校、満たしてないところはどこなんですか。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

済みません。今手元に資料がございませんので、後ほど事務局のほうで答えさせていただきます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

これはあれですよ、文科省としては、地方交付税化しているんですよ。

委員長（古田土暢子君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

地方交付税として措置はされているということで、文科省からも再三通知が来ておりますが、地方交付税は一般財源化されておりますので、全体の中で市のほうに来ているということで、学校図書の経費としてひも付きではございませんので、幾ら措置されるという形ではないということがございまして、教育委員会全体の予算の中で措置をする、考えるようにというように今市の考え方にはなっております。ですので、教育委員会の予算の全体の中で考えますと、地方交付税対象になっていないもので、市単独の事業も当然推進しておりますので、そういうことでいいますと、財政当局としてはなかなかこの分として予算措置をするのが難しいという回答でございます。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

学校図書館の蔵書数のお話でございますが、実はことし、図書館補助員の方との面談を私実施いたしまして全校の状況を伺いました。古い本もたくさんあって、そういった本については廃棄処分しているといったようなこともございまして、年によっては本が極端に減ってしまうというようなこともあるのかなど。少ない予算の中で買い足して行って、図書館の充実ということも今図っているところです。

それから、今年度から3年間、屋城小学校が言語能力向上の推進校の指定を受けてお金がついております。これは、いろいろなものを買っていいことになっておりまして、本を買うこともできるようになっております。言語活動の充実ということで、そういったことに屋城小学校も使っているようです。来年度につきましては、草花小学校と、それから御堂中学校が同じく言語能力向上推進校ということの指定校に手を挙げております。これが認められれば、3年間そうしたことの活動ができるように、都の予算も少しだけ増やすことができるのではないかなど期待しているところでございます。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

私の感じ方としては、財源は何であれ、生徒数で割り返したときに必要十分な図書がそろっているということが大事なので、いろいろ予算を引っ張ってくるのか、いろんな工夫が必要だとは思いますが、地方交付税化されているのに市内の何とか中学校では図書が足りないんだということは、イメージとして非常によくはないと思うので、これは何とかクリアしていただきたいと思っております。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

教育総務課長。

教育総務課長（佐藤幸広君）

先ほどのご質問でございます。未達成の学校についてでございますけれども、こちらから回答させていただきます。未達成の学校、まず小学校でございます。前田小学校と多西小学校になります。中学校につきましては、秋多中、東中、西中、御堂中と、合計で6校という形になります。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

委員（丹治 充君）

読書活動推進を図るということですが、中学校では毎朝読書活動やってますよね。あの数字というのはここには出ていませんが、かなり学校図書館から借りるのがあります。大半は読みたい本を自分で持ってくるということで、学校は小遣いの中に図書費をふやさせたいというような働きかけも各学校でやっているはずです。それとリンクしながら学校図書館の蔵書もふやしていただきたいなと思います。

委員長（古田土暢子君）

それでは、よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

本件は報告として承りました。

続きまして、教育委員報告です。

それでは、教育長から報告をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

私はいつものように1カ月間でいろんなところに行ったり会議に出たり出張があるだけであります。特にこの中で、2月の10日の青少年音楽の祭典とか、その翌日のフォトクラブコンテスト、それから17日の女と男のライフフォーラムインあきる野というのがあるんですけど、これなど行ってつくづく感じたんですけども、最初は市の職員のほうでそれぞれ担当が企画してやってた事業なんですけれども、今は全部実行委員会形式で、市民が中心になってこれだけのものを作って、内容が大変すばらしい。音楽の祭典も実行委員会ですからね、写真のコンテストとか、女と男のライフフォーラムなんかもね。もうほとんどそういった実行委員長さんがいて、それでやっているんです。まさに協働のまちづくりを一生懸命今しているんですけども、そういう点ではこちらが意図的にいろんな仕掛けをしていくと、市民が大変力を持っていて、いろんなことをやっていくなというふうに、立て続けにそういう会に出たものですから、思いました。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

ほかの教育委員さんから報告がございましたら、お願いいたします。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

ほかにはないので、教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から今後の日程などについてご案内をお願いいたします。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは、最後に日程についてご案内させていただきます。まず教育委員の学校訪問でございます。今月は2月28日に屋城小学校を訪問する予定となっております。

次に、戸倉小学校閉校記念式典のご案内でございます。3月24日戸倉小学校閉校記念式典と記念碑除幕式がございます。

最後に、3月定例会のご案内でございます。3月は26日に開催いたします。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。以上をもちまして、あきる野市教育委員会2月定例会を終了いたします。

長時間にわたりお疲れさまでした。

閉会宣言

午後5時08分